

テーマ1：飲酒運転を防止しよう

1. 下記のことについて、自己評価し、自分の課題を書きましょう。

Yes No

- 飲酒運転を行った者に対する罰則や処分の内容について説明できる
- 少しの飲酒でも、注意力や反応速度に影響があることを知っている
- 少しの飲酒でも「飲んだら乗らない」を徹底している
- アルコールは、体質や飲酒量によって8時間以上経過しても抜けきらない場合があることを知っている
- 飲酒する場所に車で行かないことにしている
- 深夜まで飲んだときは、翌日、運転しないようにしている
- 車を運転する者に酒を勧めること、飲酒運転と知って同乗することも自ら運転を行うことと同様に許されないことを知っている
- 飲んで運転しようとしている同僚に「乗るな。」と言える
- アルコール依存の傾向はない（又は専門機関に相談している）
- 飲酒運転について家族と話し合った

【自己課題】

2. 飲酒運転の防止について、同僚と話し合い、互いに支え合うこと、自分自身が気をつけることを決めましょう。

【互いに支え合うこと】

【自分自身が気をつけること】

参考資料

1. 日常の意識啓発

(1) 宣言

- ①飲酒運転は絶対に行わないことを誓う旨の誓約書(本人直筆)を所属長あてに提出する。
- ②職場に掲示する飲酒運転撲滅に関する宣言文等を所属職員全員で唱和する。

(2) 声掛け

- ③職場内で、定期的に、朝礼又は終礼を実施し、飲酒運転の撲滅について徹底する。
- ④職場内で、「飲酒運転をしない、させない、許さない、スピード違反しない、安全運転を遵守する」などの声掛けを行う。

(3) 掲示等

- ①交通安全標語カレンダーを職場内に掲示し、日々、職員の意識を高める。
- ②職員から飲酒運転撲滅に向けた啓発標語を募集し、職場内の目立つ場所に掲示したり、シールにして活用する。
- ③飲酒運転をしない旨を記載した三角柱を作成し、職員の机上に置き注意喚起する。
- ④職場の出入口に「飲んだら乗らない」などのメッセージを大きく書いた張り紙等を掲示し、注意喚起を促す。
- ⑤警視庁のホームページ等から、飲酒運転受刑者や被害者の手記を取り出し、所属職員全員にこれを読ませ、飲酒運転の悲惨さを改めて自覚させる。

2. 飲酒時の具体的取組

(1) 酒席の始まる前

- ①職員が利用している運転代行業者の名簿を作成して配布し、代行車の利用を促す。
- ②飲み会の日は車で出勤しない。(公共交通機関利用やできるだけ乗り合いで出勤する)
- ③親睦会等の行事を行う際は、翌日の勤務等に配慮して飲酒時間を制限する。

(2) 酒席中

- ①酒席の挨拶や中締め等において、飲酒運転防止の声掛けを行う。
- ②飲みすぎにならないよう、お酌や二次会の参加を無理強いしない。
- ③飲み会の翌日に運転業務(どうしてもはずせない業務等)がある場合は、アルコールが体内から抜ける時間を考え、飲酒を控える。
- ④飲酒ストップタイム(原則午後10時)を設定する。その際、あらかじめタイムキーパーを決めておく。

(3) 酒席の終わった後

- ①職場の飲み会に車で行った職員が飲酒した場合、幹事等が代行車による帰宅を確認する。
- ②飲んだ翌日は車を運転しない。(できるだけ乗り合いで出勤したり、自ら運転での出勤方法しかない場合は、時間単位で年休を取得するなど)
- ③飲んだ翌日は、アルコールチェックカーによる点検を励行する。

3. 家族等の協力

- ①職場から職員の家族に対して、飲酒運転の撲滅について理解と協力を要請する手紙(パンフレット)を送付する。